



明治時代に、糸屋兼住居として田町に建築された町家。まちが移り変わる中でも残ってきた貴重な建物

建造物の認定を受けた人に聞きました

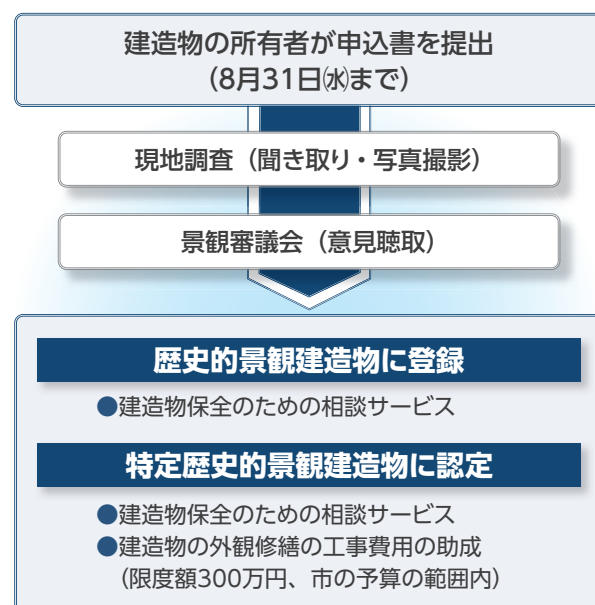


田中 芳美さん
(棟高町)

これからも大切に残していきたい

この町家は明治時代に建てられたもので、表を商店、奥を住居として長年使用してきました。現在は家族が住居として使っていますが、屋根や外壁の傷みが気になっていたんです。そんなときに広報高崎でこの制度を知りました。建てられた当時の雰囲気を残したいと思い、屋根は建築当時の瓦屋根を再現して、外壁は昔ながらの下見板張りにしました。通りがかった人がきれいになった町家の写真を撮るなど、まちの人たちに楽しんでもらえています。この制度の利用が、町家を維持していこうと強く思うきっかけになりました。これからも必要な部分は直しながら、大切に残していきたいです。

■登録・認定までの流れ



申し込みのあった建造物の全てを登録するものではありません

登録の対象となる建造物は、個人が所有する養蚕農家や町家などの住宅と、それらに付属する塀、門、蔵などで、次の①～⑤の全てに当てはまるものです。

- ① 築50年以上を経過している (昭和47年以前に建築)
- ② 所有者に保全・活用していく意思がある
- ③ 老朽化が著しくなく修復・活用が見込める
- ④ 良好な景観形成に寄与している
- ⑤ 国・県・市の指定重要文化財や登録有形文化財、景観重要建造物になっていない

景観的に価値があると認められると「歴史的景観建造物」



に登録されます。さらに、その中で特に景観的価値の高いものは「特定歴史的景観建造物」に認定されます。

申し込みは8月31日まで

登録の申し込みは、8月31日(水)までに、市役所11階景観室と各支所地域振興課で配布する申込書に記入して、景観室へ。申込書は、市ホームページ(左記)からダウンロードもできます。

ふるさとの風景を守るために

次世代に残したい建造物を募集

市は、ふるさとの風景をつくり上げてきた歴史的な建造物を次世代に引き継ぐため「歴史的景観建造物登録制度」を設け、その保全を支援しています。今年度も対象となる建造物を募集します。

地域の貴重な景観資源となる歴史的な建造物を所有している人は、ぜひこの制度を活用してください。

問い合わせは、景観室 (☎321-1350) へ。

祭

今年も来ました、祭りの季節

高崎の夏祭りのお知らせ

7月下旬から9月上旬にかけて、市内各地で夏祭りや花火大会が開催されます。

今回号では、箕郷ふるさと祭りと榛名の祭り花火大会について紹介。

ぜひ会場に足を運んで、高崎の夏を楽しんでください。

それ以外の地域の夏祭りと高崎まつりは、本紙8月1日号でお知らせします。

箕郷ふるさと祭り

期日 7月31日(日)

会場 ふれあい公園

● 内容と時間 芝生広場のイベント＝午前11時～午後3時 ステージショーほか＝午前11時～午後7時30分 花火大会＝午後7時30分～8時 ● 問い合わせ先＝箕郷支所産業課 (☎371-5111)



榛名の祭り花火大会

期日 8月5日(金)

会場 榛名湖畔 (南側の商店街周辺)

ボートからの投げ込み花火と湖上からの打ち上げ花火の共演が、夏の夜空を彩ります。

● 時間＝午後8時～9時 ● 荒天のとき＝12日(金)に延期 ● 問い合わせ先＝榛名支所産業観光課 (☎374-5111)



下記の祭りの詳細は、**広報高崎8月1日号**でお知らせする予定です

イベント名	開催日	問い合わせ先
新町ふるさと祭り「花火大会・灯ろう流し」	8月16日(火)	新町商工会 (☎0274-42-0930)
吉井ふるさと祇園祭り	8月20日(土)	吉井支所産業課 (☎387-3111)
ぐんま「はにわの里」夏まつり	8月21日(日)	群馬支所産業課 (☎373-1211)
くらぶちの夏祭り	8月27日(土)	倉渕支所地域振興課 (☎378-3111)
高崎まつり・山車まつり・技能祭・大花火大会	9月3日(土)・4日(日)	観光課 (☎321-1257)